

# 令和6年第7回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和6年7月25日（木）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第7回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
（農業委員17名、農地利用最適化推進委員9名、  
事務局3名）
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和6年第7回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	×
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	×
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 17名

欠席 2名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	山主任主事

	氏名・役職

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第7回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、北山委員と、中村委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第6回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第6回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請2件については、6月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、6月25日付けで知事あてに送付し、7月19日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件のうち、番号1については、6月25日付けで知事あてに送付し、7月19日付けで許可書が交付されております。</p> <p>なお、番号2については、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願1件については、6月25日付で証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、7月1日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、6月25日付けで金沢市長あてに回答しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、潟津地区、川北地区、浅川地区から各1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、新規就農のため、賃借権を設定するものです。借受人は観葉植物の栽培を目的として就農を開始するものです。</p> <p>番号2は及び番号3は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は畑または田であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は合計4,087㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可す</p>

	<p>ることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページから4ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、浅川地区から1件、医王山地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、賃借権の設定を伴う資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計13,505㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、鮎岡委員から調査結果をご報告願います。</p>
鮎岡委員	<p>7月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>

事務局	<p>地区担当委員の中田委員、東委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから10ページです。</p> <p>今回、富樫地区から2件、崎浦地区から1件、花園地区から1件、三谷地区から5件の申請がありました。</p> <p>番号1は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、7月1日、山口委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>番号2、番号4、番号5から番号9は、それぞれ山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>番号3は、農地法施行日以前からすでに農地以外の土地であったと認められることから申請があったものです。</p> <p>以上、9件で、面積は20,334.91㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は11ページから19ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>潟津地区から4件、川北地区から3件、合計7件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が10年の新規設定の申し出について、賃借権の設定が2件、使用賃借による権利の設定が2件、同じく契約期間が10年の再設定の申し出について、賃借権の設定が2件、使用賃借による権利の設定が1件ありました。</p> <p>以上、7件で、面積は合計62,495㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項</p>

	<p>の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号4、5、6、7につきましては、借受人に下村委員が代表理事組合長である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号4、5、6、7の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号のうち、番号4、5、6、7の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、下村委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号4、5、6、7の借受人以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18</p>

	<p>条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は20ページから27ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が8件で、面積は合計3,595㎡、第5条が17件で、面積は合計7,261㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は28ページです。</p> <p>届出件数は2件、解約理由は売買及び転用目的のためで、面積は合計1,282㎡です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は29ページから31ページです。 届出件数は8件で、面積は合計7,963㎡、取得事由はいずれも相続で、番号5については、あっせんの希望がありましたので、地区担当委員の田辺委員があっせんできる農地かどうか、現況確認を行っています。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 議案書は、32ページから41ページです。 権利移転に関して、川北地区で4件、川北及び潟津地区で5件、潟津地区で1件あり、面積は合計115,408.82㎡です。 賃借権の設定後に権利移転するものが6件、使用貸借による権利を設定後に権利移転するものが4件で、残存期間は記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、7月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>